

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 22年～50年
工作物 4年～50年
物品 2年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 退職手当引当金
期末自己都合要支給額から、栃木県市町村総合事務組合によって算出された持ち分相当額を引いた金額を計上しています。
- ② 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

○物品、ソフトウェアについては、原則500,000円以上のものを計上とするが、車両については金額に関わらず全て計上とする。

○資本的支出と修繕費の区分基準については以下の通りとする。

- (1) 当該事業年度の事業に係る工事（修繕）が500,000円以上かどうか
- (2) 工事（修繕）が設備の機械単位での交換かどうか
- (3) 工事（修繕）により対象物の価値を高めるかどうか
- (4) 工事（修繕）により新たな資産となるものが追加されたかどうか

上記の（1）と（2）、（3）、（4）のいずれかが該当する場合資本的支出とする。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 対象範囲

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計
塩谷地方ふるさと市町村圏基金特別会計

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

3 追加情報（純資産変動計算書に係るもの）

(1) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。